

特定の県外行事に派遣する県代表選手の選考及び派遣費の補助等に関する内規

第1条(目的)

本内規は特定の県外行事(以下特定行事という)に、奈良県ダンススポーツ連盟(以下連盟という)が派遣する奈良県代表選手(以下代表選手という)について、代表選手の選考、派遣費用の補助などに関する事項を定め、特定行事に代表選手が円滑に出場できる環境を整え、奈良県のダンススポーツのレベル向上と普及に寄与することを目的とする。

第2条(特定行事)

特定行事は次の各号に定めるものとする。

- (1) JDSFが主催する都道府県対抗全国ダンススポーツ大会団体戦
- (2) JDSFが主催する国民文化祭協賛ダンススポーツ大会で、連盟理事会(以下理事会という)が承認したもの
- (3) JDSFが主催するその他のダンススポーツ大会で、理事会が承認したもの
- (4) 奈良県体育協会からの依頼で派遣を要請されたスポーツ大会で、理事会が承認したもの
- (5) その他理事会が承認したもの

第3条(代表選手の選考基準)

代表選手の選考基準は次の各号に定めるものとする。

- (1) 奈良県代表選考会を兼ねる連盟主催のダンススポーツ競技会における奈良県所属の上位入賞者の中から、スタンダードとラテンに分けて、順位付けを行った派遣候補者の名簿を毎年作成する。ただし、その年の奈良県代表選考会に都合により出場できず、前年の奈良県代表選考会ではきわめて優秀な成績を残している選手は、連盟会長の判断で特別に選考し、派遣候補者の名簿に繰り入れることが出来る。
- (2) 選手派遣の必要が生じたときは、最新の派遣候補者の上位から順に、特定行事主催者が定める種目別年齢制限などの条件、派遣候補者の都合を加味した派遣予定選手の名簿を作成する。
- (3) 派遣予定選手について下記の観点から理事会で討議し、代表選手を最終決定する。
 - ① 特定行事主催者が定める種目別年齢制限などの条件
 - ② 年齢、得意種目などの選手の特長
 - ③ 選手団として団体行動を伴うため、協調性の有無
 - ④ 奈良県代表選手として参加してもらうため、品位と常識の有無
 - ⑤ その他
- (4) 派遣候補者の名簿、および派遣予定選手の名簿は毎年連盟事務局が作成する。

第4条(派遣費の補助)

- (1) 連盟は予算の範囲内で派遣費用の一部を補助するものとする。補助金の金額は表1に定める。ただし、予算不足のときなど理事会の決定により補助金の額を増減することができる。
- (2) 年間の特定行事の回数が重なって連盟の支出が予算をオーバーすることが懸念されるときは、理事会の決定により、代表選手の派遣を取りやめたり、補助金の支給を停止することができる。

表1

派遣先の都道府県名	1カップル当たりの補助金の額
A地域 北海道、沖縄、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島	20,000円
B地域 栃木、群馬、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉、山梨、長野、新潟、福岡、大分、宮崎、鹿児島、熊本、佐賀、長崎	15,000円
C地域 岡山、広島、山口、鳥取、島根、香川、愛媛、徳島、高知、愛知、三重、静岡、岐阜、石川、富山、福井	10,000円
D地域 大阪、京都、兵庫、滋賀、和歌山	5,000円

第5条(改廃)

本内規は理事会の過半数の議決により改廃することができる。

付則 1 本内規は理事会で承認された日より施行する。

2 奈良県登録選手の遠征費援助規定(2009年4月1日施行)は廃止する。